



地域の活力が生きる

町内会・自治会 活動のしおり



石狩市連合町内会連絡協議会
石狩市環境市民部広聴・市民生活課

令和6年4月発行



◇ ◇ ◇ 目 次 ◇ ◇ ◇

1. はじめに

- (1) 石狩市自治基本条例に定義された町内会
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 P
- (2) しおり発行の目的・・・・・・・・・・ 2 P

2. 町内会

- (1) 町内会とは・・・・・・・・・・・・・・ 3 P
- (2) 石狩市の町内会組織・・・・・・・・・・ 4 P
- (3) 町内会の機能とは・・・・・・・・・・ 5 P
- (4) 町内会の活動・・・・・・・・・・・・・・ 5 P
- (5) 規約について・・・・・・・・・・・・・・ 6 P
- (6) 役員構成について・・・・・・・・・・ 6 P
- (7) 町内会運営について・・・・・・・・・・ 7 P

3. 町内会活動に際して

その1 届出・お問合せ窓口

- (1) 町内会長・回覧の部数変更など・・・・ 10 P
- (2) 自主防災組織の担当変更や
 防災訓練の計画など・・・・ 10 P
- (3) 地域ボランティア清掃・・・・・・・・・・ 10 P
- (4) 市道の補修・除排雪・・・・・・・・・・ 11 P
- (5) 道路照明灯・街路灯の補修・11 P
- (6) 空き地の除草を町内会がする場合・・・・ 11 P
- (7) 空き地の立ち木などが危険な場合・・・・ 12 P
- (8) 道町連共済～町内会活動の共済・・・・ 12 P
- (9) 交通安全運動・・・・・・・・・・・・・・ 12 P
- (10) 高齢者・要介護者などに関する相談・13 P
- (11) 子どもに関する相談・・・・・・・・・・ 13 P
- (12) 障がいのある方に関する相談・・・・ 14 P

その2 各種助成制度

- (1) 地区町内会振興事業助成金・・・・・・・・ 15 P
- (2) 地区社会福祉協議会運営助成事業・・・・ 15 P
- (3) 地域福祉活動助成事業・・・・・・・・・・ 15 P
- (4) 敬老会事業交付金・・・・・・・・・・・・ 16 P
- (5) ふれあい雪かき運動交付金・・・・・・・・ 16 P
- (6) 街路灯組合拠出金・・・・・・・・・・・・ 16 P
- (7) 集団資源回収奨励金・・・・・・・・・・・・ 17 P
- (8) 防災資機材の助成及び
 防災資機材保管庫の貸与・・・・ 17 P
- (9) 自治会連絡活動交付金・・・・・・・・・・ 17 P
- (10) 道路愛護事業交付金・・・・・・・・・・・・ 18 P

- (11) 河川愛護事業交付金・・・・・・・・・・・・ 18 P

その3 協働事業など

- (1) 公園管理業務・・・・・・・・・・・・・・ 19 P
- (2) 集会所運営事業・・・・・・・・・・・・・・ 19 P
- (3) ふれあい研修センター管理運営事業・19 P
- (4) 町内会による歩道等除雪・・・・・・・・ 20 P
- (5) 声かけ運動・スクールガード・・・・ 20 P
- (6) 日本赤十字社社資募集・・・・・・・・・・ 20 P
- (7) 共同募金・・・・・・・・・・・・・・ 21 P
- (8) 協働事業提案制度・・・・・・・・・・・・ 21 P

その4 市政・市民活動に関する窓口

～ 相談窓口

- (1) 市政に関する一般相談、要望・・・・ 22 P
- (2) 自治懇話会・・・・・・・・・・・・・・ 22 P
- (3) 市長室開放・・・・・・・・・・・・・・ 22 P
- (4) まちづくり出前講座・・・・・・・・・・・・ 22 P
- (5) 石狩市市民活動情報センター「ぼぼらーと」・23 P
- (6) 各種相談窓口・・・・・・・・・・・・・・ 23 P

4. 町内会の関係する団体

- (1) 社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・ 25 P
- (2) 交通安全推進委員会・・・・・・・・・・・・ 26 P
- (3) 札幌北交通安全協会石狩支部・・・・ 27 P
- (4) 防犯協会連合会・・・・・・・・・・・・・・ 27 P
- (5) 街路灯組合・・・・・・・・・・・・・・ 28 P
- (6) 保護司会・・・・・・・・・・・・・・ 28 P
- (7) 札幌人権擁護委員協議会石狩部会・・・・ 29 P
- (8) 民生委員児童委員連合協議会・・・・ 29 P
- (9) 高齢者クラブ連合会・・・・・・・・・・・・ 30 P
- (10) 子ども会育成連絡協議会・・・・・・・・ 30 P
- (12) 石狩消防団・・・・・・・・・・・・・・ 31 P

5. 町内会の法人化について・・・・ 33 P

6. 資料編

- (1) 規約（会則）の参考事例・・・・・・・・ 34 P
- (2) 個人情報取扱いについて・・・・・・・・ 38 P
- (3) 町内会・自治会一覧・・・・・・・・・・・・ 39 P
- (4) 道町連共済～町内会活動の共済・・・・ 40 P
- (5) 集会所一覧・・・・・・・・・・・・・・ 42 P

石狩市内では、〇〇町内会あるいは〇〇自治会といった2つの呼称が使われています。このしおりの文中での表記は、規則などに関するもの以外について、『町内会』の呼称で統一して表記しております。

1. はじめに

(1) 石狩市自治基本条例に定義された町内会

石狩市では平成20年4月1日より「石狩市自治基本条例」が施行されました。この条例は石狩市の最高規範として位置づけられ、市民と市、市民同士が協働してよりよいまちづくりを行うために、共通の目標や理念、決まりごとなどを定めています。

この条例の中で、町内会は、高齢者クラブ、子ども会などと共に、地域に密着した活動を行う中で、会員の親睦とともにそれぞれの地域に根ざしたまちづくりを展開している組織であること、協働のまちづくりを進める上で大きな役割を果たすことが期待されることから、「地域コミュニティ組織」として初めて条例で定義づけられました。

石狩市自治基本条例 第2条第7号

(7) 地域コミュニティ組織 石狩市内の一定の地域を活動範囲として、その地域の関心事、課題等を解決するために活動する市民組織をいう。

さらに、条例の中では、協働のまちづくりの中で、地域を面的にカバーした取組が効果的と思われる公共的サービス（防災、防犯、生活環境向上、青少年健全育成など）を向上させる上で、町内会や子ども会など地縁型の地域コミュニティ組織が重要な役割を果たすことが期待されています。しかし、地域コミュニティ組織は、そこに住む住民の参加や協力なしには機能しないという性格を持っているため、住民には、まず地域コミュニティの役割を認識していただき、自主的にその活動に参加協力することを求めています。

石狩市自治基本条例 第26条

(地域コミュニティ組織)

第26条 住民は、協働によるまちづくりを進める上で地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めるものとする。

(2) しおり発行の目的

近年、町内会活動の課題のひとつとして、町内会役員の1年交代などにより、円滑な活動を継続することが困難であるということがいわれています。また、町内会と市役所の協働によるまちづくりの歴史は古く、町内会に係る市役所の窓口や制度は多岐にわたっており、窓口や制度が、わかりづらい・不便であるという声があります。

そういった、町内会の円滑な運営や活動を促進するため、町内会の運営や活動についての基本的な項目から、市の主な窓口、各種助成制度や協働事業について解説した「町内会・自治会活動のしおり」を石狩市連合町内会連絡協議会と市が共同で作成しました。

町内会活動に関する相談窓口は・・・

石狩市連合町内会連絡協議会事務局（市役所1階 広聴・市民生活課内）

環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3143 (Fax72-3199)

厚田支所地域振興課 ☎78-2012 (Fax78-2718)

浜益支所市民福祉課 ☎79-2112 (Fax79-2350)

2. 町内会

(1) 町内会とは

石狩市内の町内会のありようは、多様性を持っています。農・漁業が中心の地域で組織され協力して生産活動までを行う町内会、旧市街地で地縁により構成された町内会、昭和50年代からの団地造成に伴い近隣住民で組織された町内会、公営住宅で共益費を管理する目的を持った町内会、マンション管理組合を母体とした町内会と、実に様々な形態の町内会が存在しています。

これら町内会の活動は、地域にお住まいの方が地域の関心事や課題などの解決のため、農漁業の地域では生産活動やワークシェアまでを地域生活の場面において共同で活動を行う必要性から組織されており、まちづくりの重要な担い手です。

町内会の客観的な特徴として、次の5点があるといわれています。

① 一定の地域区画をもち、その区画が互いに重なり合わない

地縁で結ばれる町内会組織の区域についてあらわしている特徴です。

② 世帯を単位として構成される

市内の町内会の規約では、住民（個人）が会員とされています。そして、実施している事業の参加対象は全ての住民を対象とする一方、会費の徴収や回覧については世帯を単位としています。これは、共同生活をする組織である町内会の加入単位をごみ処理や防災問題等の具体的な日常生活のまとまりであり居住の単位である世帯としているという特徴をあらわしています。

③ 原則として全世帯（戸）加入の考え方に立つ

町内会が地縁によって成り立っている組織であることから、組織が生み出される以前からある前提条件であり、個人の立場から見ればそこに参加する権利であるともいえます。

※ これまで歴史的経過や個人の自由とのかかわりの中で、町内会のこのような特性に対して否定的な議論がされてきました。また、2005年4月に最高裁判所は「自治会脱退は自由」という判決を出すとともに、「共益費の負担は免れない」として負担していなかった共益費の支払いを命じています。

このように、加入脱退の自由という個人主義と、地域共同の課題への対処という問題の中で、町内会の位置づけは揺れている状態でもあり、現実に町内会の組織率の低下が課題となっている地域もあります。しかし、町内会が地縁によって成り立つ組織であり、地域の課題を共同で対処する組織であることから、もちろん強制はできませんが、全世帯加入の考え方に立つことは、必然的な特徴でもあります。

現在は、家族形態の多様化を受けて、二世帯住宅などを一戸扱いとするのかなど個別の課題もあり、地域によっては、一人暮らしの高齢者世帯など特別な事情のある人に配慮することにより、みんなが参加しやすい形にする工夫も行われています。

④ 地域の諸課題に包括的に関与する

町内会が取り組む課題は、地域での清掃活動など公共の活動から、葬儀の執行といった私的事業まで行っており、町内会は公共私全体にわたる事業を担当し地域の諸課題に包括的に関与する組織です。また、個人や一部住民の関心事を、地域で共同して取り組む課題として取り上げることも多く、どのような問題に取り組んでいくのか予想できないという特徴をあらわしています。

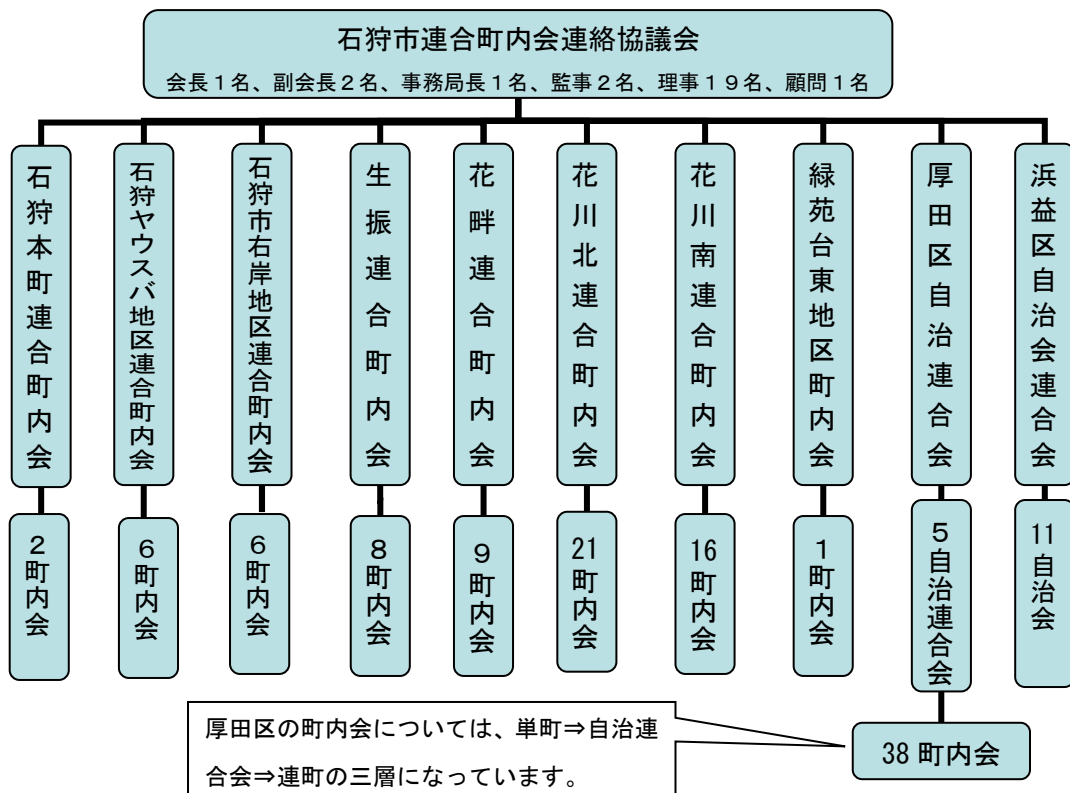
⑤ 行政や外部の第三者に対して地域を代表する組織となる

①～④の特徴の結果として、町内会は地域の自治組織であり代表として行政（市や警察など）に要望する、連合町内会などに地域の代表者を送るなどの活動をしています。

実際に、地縁に結ばれて共同で活動を進める町内会組織としては、交流・親睦する場などを設け信頼関係を醸成し、地域の人たちの協力関係を構築し、皆が共同体の一員として活動できるようにしていくことが重要です。また、町内会の運営にあたっては、個別利益や共同利益を過度に求めず尊重し合い、相互の利益を希求して粘り強く働きかけを行い、民主的な運営を行うことが重要です。

(2) 石狩市の町内会組織

石狩市の町内会の構成は以下のようになっています。



① 単位町内会（略称：単町）

現在、120の町内会があり、地域にあつて、住民による自主的なかつ任意的に組織された住民自治組織であり、最も基本となる地域コミュニティ組織です。連合町内会に対して単位町内会といわれています。

② 連合町内会（略称：連町）

複数の単位町内会が地域毎に集まって構成された組織です。単位町内会の取りまとめ役として、地域連帯づくりのためのコミュニティ活動、また、市政に対する地域要望や、※自治懇話会（P22参照）の窓口といった活動をしています。合併前の地域によって3つの呼称があり

ますが、単位町内会に対して、連合町内会といわれています。

なお、厚田区については、単位町内会が地区ごとに集まった自治連合会を組織し、この地区自治連合会の集まりである連合組織(厚田区自治連合会)が、連合町内会の位置づけとなっています。

③ 石狩市連合町内会連絡協議会（略称：市連協）

昭和60年に、地域相互の連携と町内会の健全な発展、共通問題の協議・解決などを目的として、各地区の連合町内会が集まって設立された組織です。

現在は、合併後厚田区と浜益区の各連町を加えて10連町で構成されています。

（3）町内会の機能とは

町内会で取り上げられる課題は、たとえば子どもや高齢者の安全の問題のように、課題を直接的に抱えている人が一部であっても、それを地域の課題として取り上げ、取り組むことによって、結果としては町内全体の状況の改善や、住民相互の交流の発展につながっていくといったように、「(1) 町内会とは」でも述べたように、町内会が担う機能はあらかじめ限定されるものではなく、包括的な性格を持っています。

① 地域コミュニケーション醸成機能

夏祭り、盆踊り、運動会、新年会などの共同生活を築くための親睦・交流機能

② 問題解決機能

防犯、交通安全、子どもの見守り、独居高齢者への声かけ活動など、個別の課題を共有し解決に向けていく問題解決機能

③ 環境維持・改善機能

街路灯・集会所・公園などの施設の管理や、クリーンアップ作戦など環境維持・改善機能

④ その他

回覧などを通じた広報・行政連絡機能や、要望など行政との協議や協力を行う行政対応機能などがあります。

（4）町内会の活動

石狩市内では、町内会として、また連合町内会として次のような活動が行われています。

① 防災・防犯などの安全安心なまちづくり運動

自主防災訓練、防犯パトロール、交通安全・防犯旗の設置、冬期迷惑駐車防止パトロールなど

② 地域の環境整備や施設の維持管理

街路灯の維持管理、集会所の管理運営、公園の維持管理、春・秋のクリーン作戦（ごみ拾い）、花いっぱい運動（道路緑地帯などへの花の植栽）、集団資源回収（古新聞・雑誌など）、道路・河川除草などの環境整備

③ 親睦・交流活動

夏祭り、盆踊り、パークゴルフなどのスポーツレクリエーション、社会見学・旅行、ラジ

オ体操会など

④ 福祉や地域づくり活動

敬老会、子ども会、小地域福祉活動、ふれあい給食、ふれあい雪かき運動、日本赤十字社社資募集、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金など

⑤ 広報・連絡活動や、行政との対応

各種回覧物の回覧や全戸配付、町内会広報誌の発行、行政への要望、市政懇話会の開催（連合町内会単位で）など

(5) 規約について

規約は、町内会を住民自治組織として民主的に運営していくためのルールです。町内会の活動は住民の自主的な参加によって支えられるものであり、地域のまちづくりのために住民の参加する権利と民主的な運営が保証されることが求められます。

そのため規約には、町内会の目的や事業・役員や組織・運営方法などについて、会員の多くが納得のいく内容が定められていることが重要です。

また、地域では人口の流動や少子・高齢化など構成員の変化があり、こうした変化を考慮して、柔軟に見直しをすることが重要です。

このしおりでは、町内会モデル規約を※6. 資料編（P34参照）に載せていますが、地域の課題や実情をふまえて組織や内容を考えていただくなど、それぞれの町内会に合わせて工夫され実用的な規約を作成することが必要になります。

(6) 役員構成について

町内会が住民自治組織として民主的に活動していくためには、役員組織の問題は極めて重要です。役員は、対外的に会を代表し、組織を維持し、活動を行い、会員からの意見を聴き、会員に情報を伝えることなどをスムーズに行える構成であることが重要です。町内会の規模の大小によって、役員の人数や構成は変わってくると考えられます。

役員の選出については、選挙・互選・推薦・抽選・輪番制などいろいろな方法がありますが、それぞれの地域や会員の状況、町内会の規模にもよることから、地域にとって一番望ましい方法を工夫することが必要でしょう。ただし、抽選や輪番制を採用する場合には、小さい子どもや介護を要する家族を抱える世帯や、高齢者だけの世帯に配慮することも必要です。

また、役員の任期については少なくとも任期を2年にし、1年毎に半分ずつ役員が交代するなど、事業の継続性が保てるような体制を工夫することも必要でしょう。

役員構成と役割は、一般的に次のようなものが考えられます。

① 町内会長

会の内外に対して会を代表し、会の運営全体の責任者として、総会で決められた方針にそって会を運営し、行政や他団体からの依頼や、会員の要望や苦情に公平・冷静に対応し、役員会にはかり、民主的に会を運営することが求められます。

② 副会長

会長を補佐し、ときには会長を代行する役割を担います。このため、複数の副会長がいるときは、あらかじめ代行の順序を含めそれぞれの担当を決め、また兼務があるときにはその任務も決めておくといよいでしょう。

③ 総務担当（事務局）

会議の準備、連絡、記録など会の庶務を担当します。

④ 会計担当

会の現金の出納や会計書類の整備、備品の管理など、会の出納責任者となります。会計処理については総会で報告を求められますが、会員の要請があればいつでも見せることができるようにしていることが求められます。

⑤ 会計監査（監事）

会の性格や目的を正しく理解し、現役員の活動に対して一定の距離を置けることが必要です。また、会計処理の正確さとともに会の目的に照らして財政支出が適切であるかどうかの判定を行えることが求められます。

⑥ 区（班）長

会員の意見を役員会に伝え、役員会など会の活動の具体化については代議員的な役割と、決定された活動の実施主体という執行部的な役割の両面を持っています。輪番制で担当することが多いことから、新しい人が選ばれることが多く、町内会について学ぶ場であり、あたらしいリーダー（役員）発掘の場とも考えられます。

⑦ 専門部

規模の大きくない町内会では、専門部にせず役員の担当制で活動していますが、ある程度の規模があれば専門部を設置しています。これは、地域の専門分野の人材を活かすという面や、活動を継承していく面からも有効であると思われます。

市内では、総務部、環境衛生部、交通防犯・防災部、福祉部、女性部、体育部、青少年育成部などの専門部が設置されています。

（7）町内会運営について

① 個人情報保護の取扱い

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」と略します。）に基づいて行うことになっており、全ての事業者に法律が適用されるため、町内会もその対象となっています。

個人情報保護法は、令和3年に個人情報保護制度に関して大幅な見直しが行われ、令和5年4月から施行しています。これまでは民間事業者、国、地方公共団体等で別々に定められていたルールが集約・一体化されました。その際、平成11年から施行されていた石狩市個人情報保護条例は廃止となり、令和5年4月からは、個人情報保護法を補完するために石狩市個人情報の保護に関する法律施行条例を施行しています。

個人情報（氏名・住所・生年月日・職業・電話番号など特定の個人を識別できるもの）の流

出や不正利用などから個人の権利利益を守るために、個人情報が入った町内会名簿などの取扱いについては十分に注意してください。

また、町内会の役員をしていると、会員の個人情報やプライバシーにかかわるような情報も集まってきます。町内会活動は住民同士が共同して活動していくものであり、役員と会員相互の信頼関係を守り高めていくことが大変重要な課題です。個人情報やプライバシーは絶対に守りましょう。

※詳細は巻末の6. 資料編（2）個人情報の取扱いについて（P38参照）でご確認ください。

② 会計処理について

ア 会計年度

石狩市内の町内会の会計年度は、市役所と同じ4月1日から翌年の3月末までという場合と、カレンダーどおりの1月から12月末までが主なケースです。各町内会の成り立ちによって、どういった選択をするかは様々ですが、1年の期間を区切り、その間の収入・支出を総括して、次年度の活動や収支の割り振りを組み立てていくのが一般的です。

会計年度が終了したときには、直ちに決算を行います。決算は、帳簿に記載された収入・支出の総額と、各収入・支出の帳票を確認して、金額の出し入れに誤りがないかを確認し、次年度への繰越金と現金及び通帳残高を確認して行います。決算終了後は、会計監査による監査を受け、役員会並びに総会で報告し承認を受けます。

町内会の予算・決算は、会員から集めた会費の使い道を示したものです。会計年度を設定し、財政運営をしっかりと行うことは、信頼関係の向上のためにも重要なことから、地域の実情に合わせて、会員の納得のいくように進めましょう。

イ 収入

会費が主な財源となっており、その他に石狩市などからの補助金・委託料、寄付金、事業への参加費、預金利息などの雑収入となっているのが一般的です。

収入科目が明確になるように帳簿や明細（収入年月日、金額、収入先、単価、人数など）を備え、証拠書類を日付順にまとめ、収入の状況が明らかになるように管理することが必要です。

※ 地域によっては町内会が神社の管理を行っているところもあります。この収入・支出については、会費収入と切り離れた単独の特別会計としたり、神社奉賛会といった別組織の会計として、分離独立させておくことが望まれます。

ウ 支出

支出は、総会で決められた予算にもとづいて執行していきます。予算項目に不足が発生した場合には、役員会にはかり他の項目からまわして増額補正することもできます。

支出は大きく分けると会議費、通信費、消耗品費、備品費、印刷費、光熱水費、負担金（連町などの負担金）などの科目に分かれた総務費と、専門部の予算や、会の活動である夏祭りなどの支出の事業費に大きく分かれます。また、町内会で街路灯を管理している場合には、

共益費としての意味合いで街路灯の維持管理費を分けています。

収入と同様に、支出ごとに明確になるよう帳簿や明細（支出年月日、金額、支出先、単価、数量など）を備え、証拠書類を日付順にまとめ、支出の状況がはっきりになるように管理することが必要です。

3. 町内会活動に際して

その1 届出・お問合せ窓口

(1) 町内会長・回覧の部数変更など

会長・町内会役員の改選、町内会総会が行われた際には、行政との円滑な連絡体制を確保するため、役員名簿・総会資料などの提出をお願いします。

班の改編などにより、回覧部数に変更になった場合には、随時電話等にてご連絡ください。また、市役所の担当窓口のお問合せ、町内会活動についてのご相談も下記あてにご連絡ください。

石狩市連合町内会連絡協議会事務局（市役所1階 広聴・市民生活課内）

環境市民部広聴・市民生活課

☎72-3143 Fax72-3199

厚田支所地域振興課

☎78-2012 Fax78-2718

浜益支所市民福祉課

☎79-2112 Fax79-2350

(2) 自主防災組織の担当変更や防災訓練の計画など

町内会役員の改選に伴い、自主防災組織の担当が変更となった場合には、届出をお願いします。また、防災訓練を実施する場合は、事前計画書の提出をお願いします。下記あてにご連絡ください。

総務部危機管理課

☎72-3190 Fax75-2275

一般財団法人石狩市防災まちづくり協会

☎77-6217 Fax76-6673

(3) 地域ボランティア清掃

① 春季・秋季クリーン作戦について

事前に各単位町内会宛にご案内文書を送付いたします。その際に、「ボランティア専用袋」の配布枚数をご連絡ください。

ごみの特別回収は行いませんので、「燃やせるごみ」「燃えないごみ」「燃やせないごみ」に分別のうえ収集日ごとに、皆様のご家庭から排出をお願いします。

② その他のボランティア清掃について

ボランティア清掃は随時受け付けておりますので、「ボランティア専用袋」の必要枚数を事前にご連絡ください。

環境市民部ごみ・リサイクル課

☎72-3126 Fax75-2275

厚田支所市民福祉課

☎78-2886 Fax78-2718

浜益支所市民福祉課

☎79-2112 Fax79-2350

(4) 市道の補修・除排雪

市道の補修・除排雪については下記あてにご連絡ください。

建設部維持管理課

☎ 7 2 - 3 1 3 8 Fax 7 5 - 2 2 7 4

建設部維持管理課厚田支所担当

☎ 7 8 - 2 0 1 5 Fax 7 8 - 2 7 1 8

建設部維持管理課浜益支所担当

☎ 7 9 - 2 1 2 0 Fax 7 9 - 3 7 0 2

(5) 道路照明灯・街路灯の補修

① 道路照明灯の補修

市道に設置している照明灯のうち、主に幹線道路・準幹線道路・歩行者専用道路に設置している『道路照明灯』について、不点灯や破損などの異常にお気づきの場合は下記あてにご連絡ください。

建設部維持管理課

☎ 7 2 - 6 1 2 2 Fax 7 5 - 2 2 7 4

建設部維持管理課厚田支所担当

☎ 7 8 - 2 0 1 5 Fax 7 8 - 2 7 1 8

建設部維持管理課浜益支所担当

☎ 7 9 - 2 1 2 0 Fax 7 9 - 3 7 0 2

② 街路灯の補修

細街路に設置され、町内会や街路灯組合で管理している街路灯については、町内会や街路灯組合で補修しています。また、街路灯の電気料・修繕料等については補助制度がありますので、詳細につきましては※街路灯組合拠出金（P 1 6 参照）をご確認ください。お問合せ先は次頁に掲載しております。

環境市民部広聴・市民生活課

☎ 7 2 - 3 1 4 3 Fax 7 2 - 3 1 9 9

厚田支所市民福祉課

☎ 7 8 - 2 8 8 6 Fax 7 8 - 2 7 1 8

浜益支所市民福祉課

☎ 7 9 - 2 1 1 2 Fax 7 9 - 2 3 5 0

(6) 空き地の除草を町内会がする場合

私有地は、土地所有者が責任を持って管理することとなっていますが、遠隔地に居住しているため管理が行き届かず、雑草が伸び放題となっている所もあります。

市内には、そのような空き地の除草事業を行っている町内会がいくつかあります。

町内会で空き地の状況調査を行い、「地権者への除草協力依頼文」「納付書」などを送付し、申込みがあった土地の草刈を町内会で行っていますが、書類送付の際に、地権者の連絡先がわから

ないため、市が書類送付を代行しております。希望される町内会は下記あてにご連絡ください。

なお、協力依頼ですので、最終的には土地所有者の同意・協力がなければ草を刈ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

環境市民部ごみ・リサイクル課

☎ 7 2 - 3 1 2 6 Fax 7 5 - 2 2 7 5

(7) 空き地の立ち木などが危険な場合

私有地の建物や立ち木などが危険な状態になっているが、所有者がわからなくて困っているというご相談をいただいています。私有地の管理については、市が所有者へ指導する権限はありません。しかし、①実際に危険な状態が発生しており、②危険にさらされている当事者、地域住民を代表する方のご連絡先を掲載して、所有者の方に文書を送ることは可能ですので、下記までご相談ください。(※所有者の氏名及び住所はお教えできません)

環境市民部広聴・市民生活課

☎ 7 2 - 3 1 4 3 Fax 7 2 - 3 1 9 9

(8) 道町連共済～町内会活動の共済

道町連共済は、町内会・自治会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する『北海道町内会連合会』の会員相互の助け合いの事業です。

北海道町内会連合会の会員組織である、石狩市連合町内会連絡協議会に加盟している連合町内会・単位町内会の会員の皆さんが加入できます。

石狩市連合町内会連絡協議会事務局（市役所1階 広聴・市民生活課内）

☎ 7 2 - 3 1 4 3 Fax 7 2 - 3 1 9 9

※ 詳細は巻末の 6. 資料編 (4) 道町連共済～町内会活動 町内会・自治会活動のしおり ください。

(9) 交通安全運動

石狩市交通安全推進委員会では、市の交通安全運動の推進、高齢者やお子さんの交通安全教室を開催するなど、交通安全運動を行っています。また、夜光反射材などの交通安全に関する資材の販売を行っています。

なお、各町内会で啓発のために使用している交通安全旗については、毎年、札幌北交通安全協会石狩支部・地区分会や、連合町内会で作成し各町内会へ配付していますが、破損などによる不足分を補填するために、随時販売を行っています。

石狩市交通安全推進委員会（市役所1階 広聴・市民生活課内）

☎ 7 2 - 3 1 4 3 Fax 7 2 - 3 1 9 9

(10) 高齢者・要介護者などに関する相談

地域包括支援センターは、石狩市で暮らす皆さんの、生活の中で起こる様々な問題（介護・福祉・健康・医療など）を、総合的に支えるための機関です。住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために、介護保険制度、高齢者の権利を守る成年後見制度、高齢者虐待、悪質な訪問販売被害など、困っていること・わからないことについて相談に応じます。

また、地域で認知症や介護予防について、学習会の要望がありましたら、センターの職員を講師として派遣します。お気軽にご相談ください。

○相談日時 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 午前9時～午後5時

石狩市南地域包括支援センター（花川病院向い花びりか内） ☎73-2221 Fax72-8031	花川南2条1丁目、花川南3条1丁目～2丁目、花川南4条1丁目～3丁目、花川南5条～10条、樽川
石狩市花川中央地域包括支援センター （ココロホーム石狩病院前内） ☎77-6371 Fax77-6372	花川、花川北1条～3条、花川南1条、花川南2条2丁目～6丁目、花川南3条3丁目～5丁目、花川南4条4丁目～6丁目、あさひ町内会に属する花川東、花川南第4町内会に属する花畔
石狩市北地域包括支援センター（りんくる1階） ☎75-6100 Fax75-6161	花川北4条～7条、花川東（あさひ町内会に属する花川東を除く）、花畔（花川南第4町内会に属する花畔を除く）、緑苑台、中生振、北生振、本町・親船地区、新港、八幡、高岡、五の沢、緑ヶ原、志美
石狩市厚田地域包括支援センター（厚田保健センター内） ☎78-1030 Fax78-1034	厚田区全域
石狩市浜益地域包括支援センター（市役所浜益支所内） ☎79-5111 Fax79-2350	浜益区全域

(11) 子どもに関する相談

市では、専門相談員を配置し、子どもに関する総合的な相談窓口として「子ども相談センター」を設置しています。家庭内での子どもの養育、しつけ、虐待のほか、学校生活（いじめ・人間関係）、非行など児童に関する様々な悩みについての相談に応じます。

○ご利用方法 電話、面接（プライバシーに配慮した専用の相談室があります）により相談に応じます。

○相談日時 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 午前9時～午後5時

子育て推進部子ども相談センター（市役所2階） ☎72-3195 Fax72-3071

(12) 障がいのある方に関する相談

○ 指定相談支援事業所

石狩市にお住まいの障がいのある方やそのご家族の方で、日常生活に困ったこと・不安なことがある方はお気軽にご相談ください。福祉サービスの利用手続きや専門機関の紹介など、専門の相談員がサポートします。

◎ 石狩市相談支援センター「ぷろっぷ」

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目41番地1 石狩市総合保健福祉センターりんくる1階

☎72-6137 Fax72-6138 E-mail prop@harunire.or.jp

○相談日時 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前8時45分～午後5時15分

◎ 「相談室ヨルド」

〒061-3204 石狩市花川南4条5丁目21番地

☎/ Fax 74-9399 E-mail jord@tanpoponohara.jp

○相談日時 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前10時～午後7時

◎ 「相談室りんく」（身体・知的障がい者児を対象としています）

〒061-3201 石狩市花川南1条1丁目16番地

☎77-5723 Fax73-8400 E-mail info@treefield.org

○相談日時 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時30分

◎ 「ケアプランセンター グルーヴ」（身体障害者を対象としています）

〒061-3203 石狩市花川南3条3丁目22番地 松友ビル1階

☎67-1086 Fax72-8555 E-mail info@groove-i.com

○相談日時 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前8時～午後5時

○ 障がい者就業・生活支援センター

障がいのある方を対象として就労面を中心に社会生活上の相談・助言を行います。

◎ 石狩障がい者就業・生活支援センター「のいける」

〒061-3201 石狩市花川南1条4丁目225番地 カナオカビル3階

☎76-6767 Fax76-6781 E-mail noikeru@harunire.or.jp

○相談日時 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前9時～午後5時

その2 各種助成制度

(1) 地区町内会振興事業助成金

連合町内会又は複数の町内会などが継続して実施する、地域の交流振興に寄与する事業の事業費に助成します。

項 目	内 容
補助等の対象者	連合町内会又は合同で事業を実施する複数の町内会 石狩市連合町内会連絡協議会加盟の単位町内会
補助等の対象	地域の交流・振興に寄与する事業で、原則として長年継続して実施している事業又は今後継続して実施すると認められる事業
補助金額等の基準	事業費の25%以内
その他特記事項	(1) 初めて申請を行う連合町内会などが優先となります (2) 助成を受けた連合町内会などが、その年度、再度他の事業で助成申請をすることはできません
問合せ先	石狩市連合町内会連絡協議会（広聴・市民生活課内） ☎72-3143

(2) 地区社会福祉協議会運営助成事業

地域で様々な福祉活動を実施するため、連合町内会、複数町内会、単位町内会によって構成された、地区社会福祉協議会の運営費に助成します。

項 目	内 容
補助等の対象者	地区社会福祉協議会（連合町内会、複数町内会、単位町内会単位に、町内会関係者、民生委員児童委員、高齢者クラブ、ボランティアなどによって構成されています）
補助等の対象	地区社会福祉協議会の管理運営費（事務費、会議費）
補助金額等の基準	(1) 23円×世帯数（1,000円未満切上） (2) 安否確認加算（定期的な安否確認等をしている場合） 上記(1)と(2)を足した金額を助成
その他特記事項	地区社会福祉協議会は、概ね500世帯以上を単位として構成されています (3) 「地域福祉活動助成事業」と合算して助成します
問合せ先	社会福祉協議会地域福祉課 ☎72-8184

(3) 地域福祉活動助成事業

地区社会福祉協議会が、地域で実施する福祉活動の事業費を助成します。

項 目	内 容
補助等の対象者	地区社会福祉協議会、町内会
補助等の対象	小地域福祉活動、在宅福祉活動（メニュー事業）を2件以上実施する場合に、その事業費に助成します
補助金額等の基準	事業総額の3分の2以内 地区社会福祉協議会は、50,000円、町内会福祉部は、20,000円を限度額として助成
その他特記事項	町内会が助成を受ける場合には、原則として福祉部などが設置されていることが必要です
問合せ先	社会福祉協議会地域福祉課 ☎72-8184

(4) 敬老会事業交付金

町内会などが実施する敬老会事業に要する経費に対し、交付金を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	連合町内会及び単位町内会など
補助等の対象	町内会などが実施する敬老会の開催に要する経費
補助金額等の基準	(1) 人数割：敬老会に出席する75歳以上の高齢者1人につき1,500円 (その年度に年齢が75歳に達する者を含む) (2) 団体割：地域に住む75歳以上の高齢者数に応じて定められた額
その他特記事項	交付金を受けようとする団体は、あらかじめ対象者名簿の提出が必要です
問合せ先	福祉部高齢者支援課 ☎72-7014

(5) ふれあい雪かき運動交付金

町内会など地域ぐるみで協力し合いながら、高齢者などの住宅の除雪を行う場合に、交付金を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	町内会又はふれあい雪かき運動の実施が可能と認められた団体
補助等の対象	組織の維持費及び活動費
補助金額等の基準	(1) 組織維持費：20,000円／1シーズン (2) 活動費：5,000円／1シーズン1世帯あたり
その他特記事項	交付金を受けようとする団体は、あらかじめ申請が必要です 運動支援として、小型除雪機を貸し出します(台数限定)
問合せ先	福祉部高齢者支援課 ☎72-7014

(6) 街路灯組合拠出金

夜間における交通の安全及び犯罪の防止を図るため、街路灯を設置し維持する団体へ拠出金を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	街路灯組合又は市長が認定した町内会、組織等
補助等の対象	街路灯の電気料及び設置・修繕・撤去に要する費用の一部
補助金額等の基準	(1) 設置費の50パーセント以内 ※LED等については1灯につき、30,000円を限度とする ※専用柱を設置する場合については1か所につき、60,000円を限度とする (2) 撤去費の50パーセント以内 (3) 電気料及び修繕料の50パーセント以内
その他特記事項	補助金の申請は、毎年1月末日、5月末日及び9月末日までに申請書を市長に提出します ・1月末日提出分：前年の9月1日から12月31日の維持費 ・5月末日提出分：当年の1月1日から4月30日の維持費 ・9月末日提出分：当年の5月1日から8月31日の維持費
問合せ先	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3143

(7) 集団資源回収奨励金

町内会・PTAなど集団資源回収実施団体が行う、集団資源回収に対し奨励金を交付します。

項目	内容
補助等の対象者	町内会、婦人会、高齢者クラブ、PTAその他の住民団体
補助等の対象	(1) 新聞・雑誌・ダンボール (2) 金属類（スチール缶、アルミ缶を除く）
補助金額等の基準	対象品目の総重量に対し1Kg当たり3円
その他特記事項	奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ申請が必要です
問合せ先	環境市民部ごみ・リサイクル課 ☎72-3126

(8) 防災資機材の助成及び防災資機材保管庫の貸与

自主防災組織が災害時に速やかな消火・避難誘導・救出・救護等の活動をするため、防災資機材の助成及び防災資機材保管庫を貸与します。

項目	内容
補助等の対象者	自主防災組織（町内会・自治会）
補助等の対象	防災資機材の助成及び防災資機材保管庫の貸与
補助金額等の基準	防災資機材の助成基準は次のとおり (1) 加入世帯数500未満は1組 (2) 加入世帯数500以上～1,000未満は2組以内 (3) 加入世帯数1,000以上は3組以内
その他特記事項	防災資機材保管庫の貸与は、防災資機材を助成している自主防災組織（町内会・自治会）で保管場所の確保が困難な組織です。また、災害時に防災資機材を使用できるよう、定期的な点検をお願いします
問合せ先	総務部危機管理課 ☎72-3190 一般財団法人石狩市防災まちづくり協会 ☎77-6217

(9) 自治会連絡活動交付金

地域活動の推進、あわせて行政諸用務を市と協働で推進するため地域自治会・町内会に交付金を交付します。

項目	内容
補助等の対象者	厚田区・浜益区の町内会
補助等の対象	町内会が行う、地域活動の推進、行政諸用務の連絡活動（市広報配布、行政連絡文書各戸配布）に対して交付します
補助金額等の基準	町内会の戸数を基に、毎年度予算の範囲で決定します
その他特記事項	平成19年度より、個人が担っていた厚田区・浜益区の駐在員・連絡員を、町内会が担うこととし、交付金として改正しました
問合せ先	厚田支所地域振興課 ☎78-2012 浜益支所市民福祉課 ☎79-2112

(10) 道路愛護事業交付金

道路愛護組合が実施する道路沿道清掃事業に対し、その経費の一部を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	市が認定した道路愛護組合（町内会など）
補助等の対象	道路愛護組合が市道の路肩から両側2メートルの範囲において、草刈などの撤去事業を行う場合に交付します
補助金額等の基準	事業を実施する面積1平方メートルあたり5円を乗じた金額 <ul style="list-style-type: none"> ・面積については、市道の路肩から両側2メートルの範囲に限ります ・年間の限度額は200,000円とし、58,000円を下回る場合は58,000円とします
問合せ先	建設部維持管理課 ☎72-6122

(11) 河川愛護事業交付金

河川愛護組合が実施する普通河川敷地清掃事業に対し、その経費の一部を交付します。

項 目	内 容
補助等の対象者	市が認定した河川愛護組合（町内会など）
補助等の対象	河川愛護組合が河道から両側2メートルの範囲において、草刈などの撤去事業を行う場合に交付します
補助金額等の基準	事業を実施する面積1平方メートルあたり5円を乗じた金額 <ul style="list-style-type: none"> ・面積については、河道から両側2メートルの範囲に限ります ・年間の限度額は200,000円とし、58,000円を下回る場合は58,000円とします
問合せ先	建設部維持管理課 ☎72-6122

その3 協働事業など

(1) 公園管理業務・・・担当：建設部都市整備課

町内会区域内にある、街区公園（面積が2, 500㎡程度まで）は町内会活動と密接な関係にあるため、草刈・清掃・点検など、地域の皆さんに管理していただくことで、より望ましい管理が行えることから、町内会など地域との協働で管理を行うものです。

項目	内容
事業の対象者	町内会、高齢者クラブなどの団体
事業の内容	街区公園の維持管理で、草刈・清掃・点検などの軽微な維持管理
事業費等の基準	団体に支払われる委託料は、草刈面積・施設の内容（遊具の種類・トイレの有無など）に応じ協議していただきます
特記事項	地域の事業実施団体と、公園の指定管理者が委託契約を締結します
問合せ先	公園指定管理者 石狩総合管理協同組合 ☎76-2233

(2) 集会所運営事業・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課

地域住民の活動拠点である集会所について、会館運営委員会を指定管理者として、地域住民自らが運営することにより、地域自治活動の推進を図るものです。

項目	内容
事業の対象者	各集会所エリアの住民によって構成される会館運営委員会
事業の内容	会館運営委員会が、利用者から徴収する集会所利用料金と市が支払う管理運営費(指定管理料)により、集会所の管理運営を行います
事業費等の基準	管理運営費(指定管理料)として、光熱水費、管理人費、清掃費、除雪費、電話料金などをもとに算出します
問合せ先	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3143 厚田支所市民福祉課 ☎78-2886 浜益支所市民福祉課 ☎79-2112

(3) ふれあい研修センター管理運営事業・・・担当：社会教育部社会教育課

地域住民の活動拠点でもあるふれあい研修センターを、運営委員会などを指定管理者として、地域住民が運営することにより、地域自治活動の推進を図るものです。

項目	内容
事業の対象者	センター運営委員会（2か所）、連合町内会（1か所）、町内会（1か所）
事業の内容	ふれあい研修センターの管理運営（4か所）
事業費等の基準	人件費（管理人、清掃、除雪）、光熱水費、維持管理費、防火関係費、通信費、その他
特記事項	予算の範囲
問合せ先	社会教育部社会教育課 ☎72-3173

(4) 町内会による歩道等除雪・・・担当：建設部維持管理課

積雪期間の通行が困難な歩道等の除雪を町内会が行い、市が経費の一部を助成し、市民との協働により、冬期間における歩行空間の確保及び準幹線道路における通学児童の安全確保を図るものです。

項 目	内 容
事業の対象者	町内会
事業の内容	歩行者専用道路、準幹線道路の歩道除雪
事業費等の基準	指定された町内会に団体活動費として、20,000円（1シーズン） 認定された歩道等の除雪費として、250円/メートル
問合せ先	建設部維持管理課 ☎72-3138

(5) 声かけ運動・スクールガード・・・担当：学校教育部教育支援課

市内小学校区域の単位町内会、高齢者クラブなどに対し、各学校が核となり、不審者対策や交通安全に関するボランティア活動を行うものです。

項 目	内 容
事業の対象者	町内会や高齢者クラブ、学校
事業の内容	児童生徒の登下校時における、声かけやパトロール
事業費等の基準	ボランティアで活動をお願いしているので事業費はありません
特記事項	地域で子どもたちを見守る取組をそれぞれの小学校を核とし、町内会など にお願いしています。取組は地域の状況に応じて様々です
問合せ先	学校教育部教育支援課 ☎76-8000

(6) 日本赤十字社社資募集・・・担当：社会福祉協議会

日本赤十字社の活動資金（社資）の募集を、町内会に依頼するものです。

項 目	内 容
事業の対象者	町内会、事業所等
事業の内容	日本赤十字社の活動資金（社資）を、各町内会に依頼し募集します
事業費等の基準	特になし
特記事項	救急法講習、水上安全法講習、健康生活支援講習などの各種講習会も実施 しています
問合せ先	日本赤十字社北海道支部石狩市地区事務局 社会福祉協議会総務課内 ☎72-8181

(7) 共同募金・・・担当：社会福祉協議会

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の募集を、各単位町内会に依頼するものです。

項目	内容
事業の対象者	町内会、各事業所、学校、職場、その他
事業の内容	10月から始まる赤い羽根共同募金、12月から始まる歳末たすけあい、各募金について、各町内会に協力を依頼し募集します
事業費等の基準	特になし
特記事項	赤い羽根共同募金は道内における次年度に必要とされる民間地域福祉事業の財源を集める計画募金です 歳末たすけあい運動は、市民が温かい気持ちで新しい年を迎えることができることを目的とした運動です
問合せ先	石狩市共同募金委員会事務局 社会福祉協議会総務課内 ☎72-8181

(8) 協働事業提案制度・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課

市民と市が協働による事業を提案し、実現する機会をつくるものです。

項目	内容
事業の対象者	町内会やボランティアグループなど、市内で活動する団体
事業の内容	市との協働によって、地域の課題を解決しようとする新たな事業を募集します。分野は問いません
事業費等の基準	事業費等の基準は特に設けていませんが、公費の支出を伴う協働事業にあつては、提出団体において予算・決算等を的確に行うことが要件となります
特記事項	協働事業の実施方法は、事業協力、共催、補助、委託のいずれか又はその組み合わせを基本とします 提案を受けた事業は、検討・審査後、決定し、実施します
問合せ先	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191

その4 市政・市民活動に関する窓口～相談窓口

(1) 市政に関する一般相談、要望

市の通常の行政サービスに関するご相談は、各担当窓口でお伺いし対応しています。しかし、地域の皆さんからのご要望の中には、担当窓口では対応しきれないもの、担当窓口が複数にまたがるもの、市だけでは対応できないもの、予算措置や政策決定が必要なものなどがあります。

このようなご意見やご相談、地域から要望書を市に提出されるときには下記あてにお問合せください。

環境市民部広聴・市民生活課

☎72-3191 Fax72-3199

(2) 自治懇話会

それぞれの地域に根ざしたまちづくりの課題等について、市長と担当部局が直接お聴きし、語り合う場です。ご提案・ご意見・ご要望をまちづくりに活かします。

各連合町内会単位による開催となりますので、各連町より開催の要望をいただいで調整します。

環境市民部広聴・市民生活課

☎72-3191 Fax72-3199

(3) 市長室開放

より良いまちづくりのため市長が市民の皆さんと気軽に語り合う場として、毎月1回「市長室開放」を行っています。希望される方は、2営業日前の17時15分までに電話等でお申込みください。(日程は毎月の広報でお知らせします。)

環境市民部広聴・市民生活課

☎72-3191 Fax72-3199

(4) まちづくり出前講座

まちづくりに関することや、市役所のこと、いろいろな制度の内容など、様々なテーマについて講師となる市役所の職員などを派遣し、皆さんの学習をお手伝いします。

【お申込みについて】

- ・10名以上の受講者が必要です。
- ・約70メニューの中から、開催したい講座と日時を決めていただきます。
- ・会場を手配していただきます。
- ・開催希望日の3週間前までに申込書を提出していただきます。メニュー表、申込書は下記にお問合せください。

なお、講座を開催できる時間は、午前10時から夜9時までの間です。土日祝日も開催しますが、年末年始の休業中はお休みさせていただきます。

社会教育部社会教育課

☎72-3173

(5) 石狩市市民活動情報センター「ぽぽらーと」・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課

市民活動をサポートし、協働のまちづくりを推進するための施設です。印刷機器やミーティングコーナー、助成金やイベントなどの情報を提供したり、市民活動に関する様々なご相談をお受けしています。すでに活動している団体やこれから活動を始めようとしている皆さんを応援します。

項 目	内 容
事業の内容	市民活動に関する情報提供や相談業務、印刷機器・コピー機・パソコン等の設置（有料）、プロジェクター・スクリーン等の備品貸出（有料）、市民図書館予約本取り次ぎ業務など
利用案内	○開館時間 午前10時～午後5時 ○休館日 日曜日、祝日、第2・4月曜日及び年末年始 ○ホームページ： http://popolart.sakura.ne.jp/
場所・問合せ	石狩市花川北3条2丁目（花川北コミュニティセンター内） 石狩市市民活動情報センター ぽぽらーと ☎77-7070 Fax77-7071

(6) 各種相談窓口

相談内容（相談員）	相談日時	場所	問合せ
住民よろず相談 （民生委員）	毎週火曜日 13時から16時まで （受付15時まで）	りんくる	社会福祉協議会 ☎72-8220
	毎月第3木曜日 13時から16時まで （受付15時まで）	厚田保健センター 浜益支所	
人権相談 （人権擁護委員）	毎月第3火曜日 13時30分から16時まで （受付15時30分まで）	市役所会議室 ※広報いしかりやホームページなどでご確認ください	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191
家庭生活相談 （男性も相談可）・女性相談 （北海道家庭生活カレッジ 石狩地区会員）	毎月第1・2・3火曜日 10時から15時まで	石狩市役所1階 相談室	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3227 （相談専用）
女性相談 （女性専用） （北海道家庭生活カレッジ 石狩地区会員）	毎月第3木曜日 10時から15時まで	花川南コミセン 1階会議室	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191
	第5火曜日（年末年始を除く） 10時から15時まで	石狩市役所1階 相談室	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3227 （相談専用）
女性相談サロン （女性専用） （北海道家庭生活カレッジ 石狩地区会員）	毎月第4火曜日 13時から15時まで	石狩市役所4階 会議室	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3227 （相談専用）
行政相談 （行政相談委員）	毎月第3木曜日 13時30分から16時まで	石狩市役所1階 相談室	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191

消費生活相談 (消費生活相談員)	毎週月曜日～金曜日 10時から16時まで	石狩市役所1階 消費生活センター	消費生活センター ☎75-2282 (相談専用)
特別支援教育の相談	毎週月曜日～木曜日 9時から15時45分まで 毎週金曜日 9時から14時45分まで	石狩市役所4階	学校教育部教育支援課 ☎76-8000 (専門の相談員が対応します)
いじめ・不登校等の相談	毎週月曜日～木曜日 9時から17時まで		
ひきこもりや不登校などに関する相談	毎週月曜日～金曜日 10時から19時まで	相談室まるしえ (花川北3-3)	相談室まるしえ ☎77-5763
相談内容(相談員)	相談日時	場所	問合せ
こころの健康相談 (精神科医師)	予約制 江別保健所 月1回 石狩支所 2か月に1回	江別保健所又は 石狩支所	江別保健所健康推進課 ☎011-383-2111
健康相談 (保健師・栄養士)	毎週月曜日～金曜日 8時45分から17時15分 まで	りんくる	健康推進部健康推進課 ☎72-3124
弁護士無料法律相談	毎月第1・3水曜日 13時30分から15時30分 まで ※要予約、各4組(申込順)	石狩市役所1階 相談室	環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191

4. 町内会の関係する団体

(1) 社会福祉協議会（☎72-8181）

社会福祉法に定められた組織で、石狩市における地域福祉推進“ともに支えあう地域づくり”を目指している団体です。石狩市に住む全ての市民が心のつながりを持ち、やさしさにつつまれることを願い、事業・活動を展開しています。

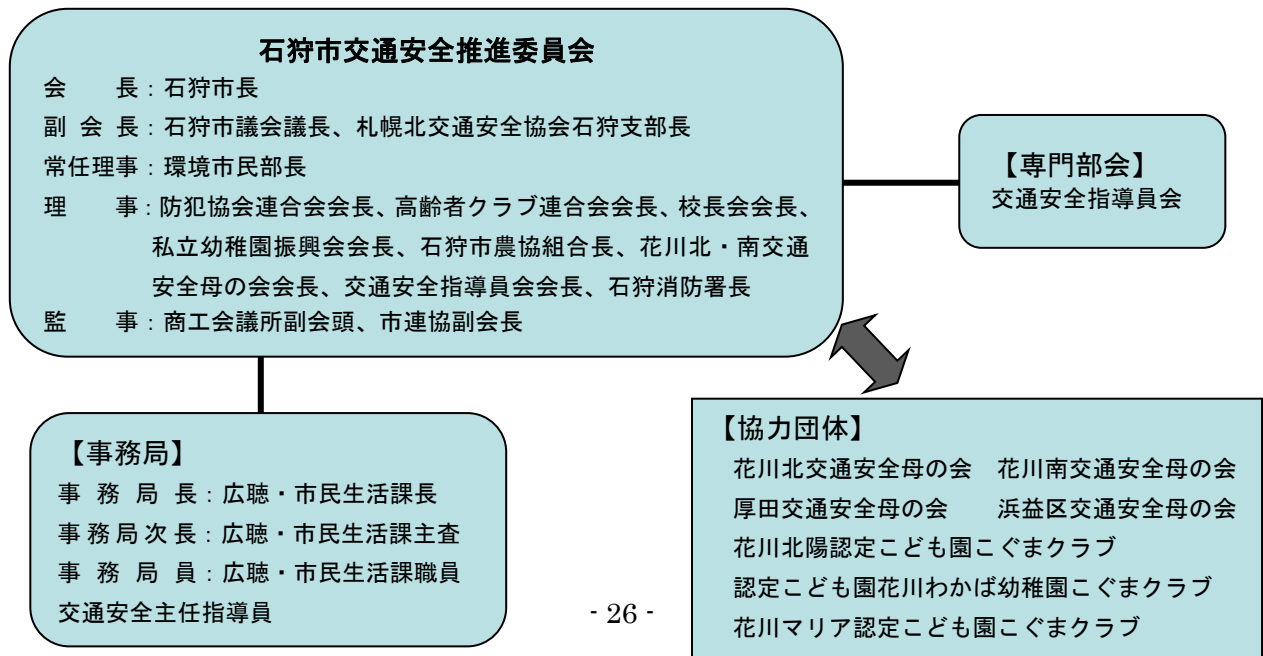
組織の構成	一般会員、法人会員、施設会員、特別会員
組織の活動内容	<p>地域福祉推進を目的に主に以下の事業を行なっています</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉推進、地域組織化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域見守りネットワークの推進 ・地区社協結成促進や地区社協研修会など、地域組織化の事業 ・ふれあい給食など地域福祉事業 ・ふれあい広場いしかりや社会福祉大会など、市民が参加できるイベントの開催 ・サロン活動など、市民が気軽に集う場づくりの支援 ・障がい者関係団体連絡会議と交流事業の開催 ・民生委員の協力による住民よろず相談所の開催 ・広報誌やSNSの活用による地域福祉情報の発信 ○ ボランティアセンターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録、相談、コーディネート ・ボランティアスクールなど各種研修会の開催 ・災害ボランティアセンターの研究や計画、研修会の開催 ・市ボランティア連絡協議会への協力 ○ 生活支援体制整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域づくり」を支援する生活支援コーディネーターの配置 ・地域の課題や困りごとについて話し合う「協議体」の設置・運営 ○ 個別世帯への相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住民よろず相談所の運営 ・生活困窮者自立相談支援 ・無料職業紹介所の運営 ・生活福祉資金、福祉金庫などの資金貸付事業 ○ 成年後見センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する相談 ・法人後見の受任 ・日常生活自立支援事業、生活あんしんサポート事業 ・おひとり暮らし等安心登録サービス事業 ○ 「総合保健福祉センター」りんくるの管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・りんくるの管理運営 ・ふれあいロビー、ふれあい喫茶開設など市民憩いの場の提供、花川北憩の家、寿窯運営事業 ○ 在宅福祉事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスなど市受託事業としての在宅福祉サービスの展開 ・車椅子やレク用品など福祉機器貸与事業 ○ 各種介護保険事業等の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・「花川北、花川南老人デイサービスセンター」の受託経営 ・ケアプランセンター社協いしかりの運営 ・介護保険認定調査業務の実施（道指定事務受託法人）

	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩市高齢者生活福祉センターの管理運営 ・石狩市特別養護老人ホームあいどまりの管理運営 ・石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみの管理運営 ・石狩市シルバーホームはまなか荘の管理運営 ○ 石狩市浜益保養センターの管理運営 ○ 各種福祉団体、支援団体事務局としての側面的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局 ・石狩市高齢者クラブ連合会事務局 ・石狩市身体障害者福祉協会事務局 ・石狩市視覚障がい者協会瞳会事務局 ・石狩市連合遺族会並びに各単位遺族会事務局 ・日本赤十字社北海道支部石狩地区事務局 ○ 共同募金運動への協力
組織の規模	全市
補助等メニュー	地域福祉活動助成事業、地区社会福祉協議会運営助成事業
その他特記事項	町内会に一般会員会費納入を依頼しています 石狩市社会福祉協議会事務局 ☎72-8181

(2) 交通安全推進委員会・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3143）

交通道德の向上と交通事故の防止のための市民運動を展開し、明るい郷土を建設するために組織された団体です。

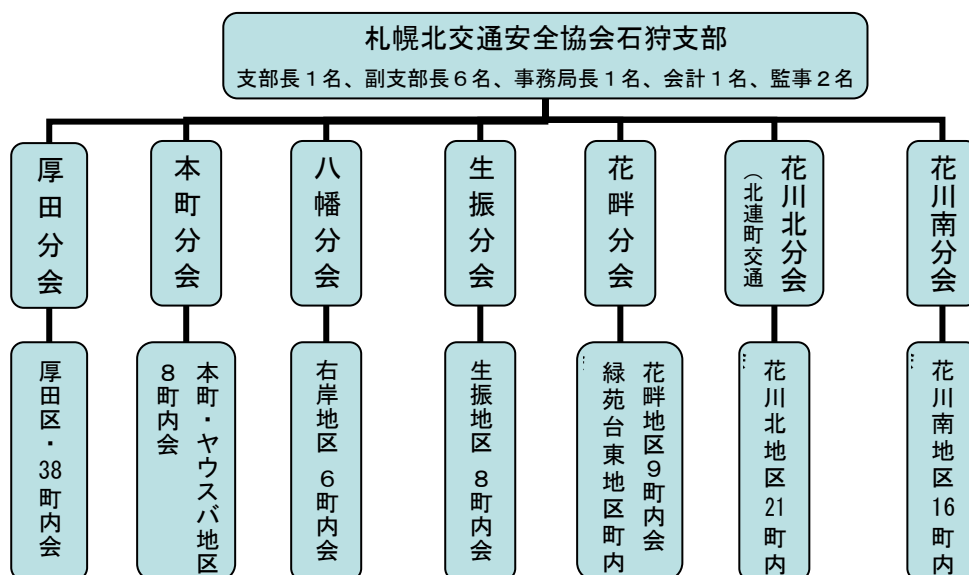
組織の構成	石狩市長を会長として、札幌北交通安全協会石狩支部など交通安全に関係の深い団体の代表者を会員として構成され、広聴・市民生活課内に事務局を設置しています（組織図下記参照）
組織の活動内容	街頭啓発・登校指導などの交通安全運動の推進、交通安全教室など交通安全教育の推進、広報啓発活動、交通安全活動実践団体の助成及び研修の実施により、石狩市の交通安全運動を計画・推進しています
組織の規模	全市
補助等メニュー	交通安全指導員会、交通安全母の会、こぐまクラブに対し助成金を交付しています
その他特記事項	事務局は広聴・市民生活課内にあります ☎72-3143



(3) 札幌北交通安全協会石狩支部 ・ 担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3143）

札幌北警察署と連携し、地域に根ざした交通安全運動を実施するため組織された団体です。

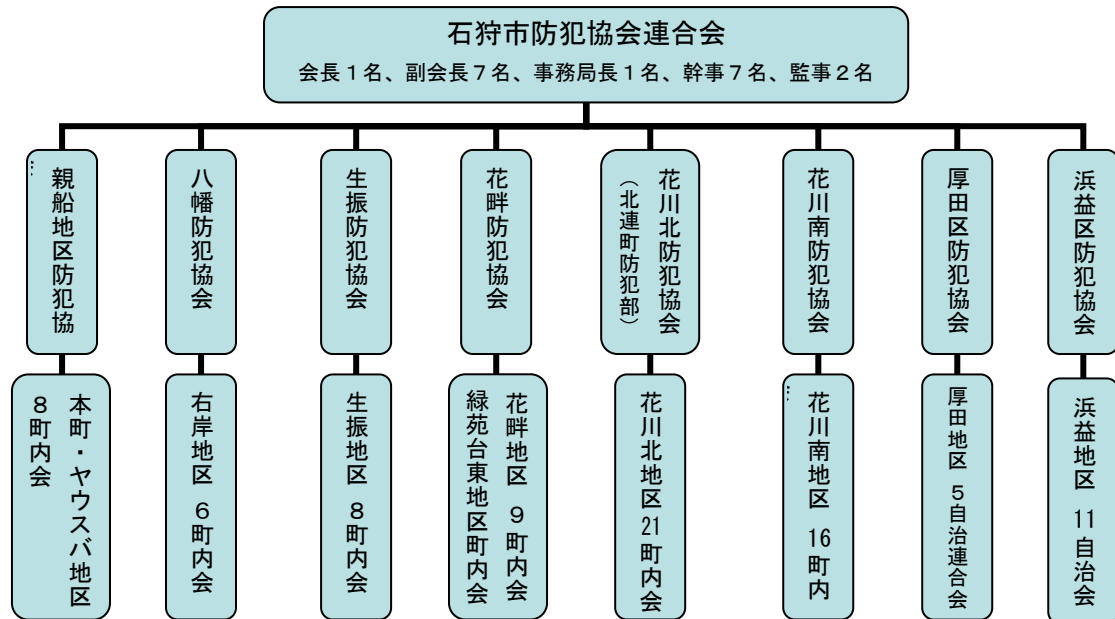
組織の構成	各地域の連合町内会単位で組織された分会の役員で構成されています。各分会については、単位町内会の交通部の役員などで構成されています 上部団体として、札幌方面北警察署管内で組織されている「札幌北交通安全協会」があります また、厚田・浜益区にはそれぞれに厚田・浜益支部があり、地域の有志ボランティアで構成されています（組織図下記参照）
組織の活動内容	札幌北警察署と連携して、パトライト作戦などの交通安全運動、石狩市交通安全推進委員会と連携した街頭啓発、石狩市民スポーツまつりなど市のイベントで交通安全指導を実施しています
組織の規模	全市（浜益区を除く）
その他特記事項	各分会の活動費として、分会交付金を交付しています



(4) 防犯協会連合会 ・ 担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3143）

札幌北警察署・石狩市などの関係機関と地区防犯協会が協力して、防犯活動を実施するため組織された団体です。

組織の構成	概ね連合町内会単位で構成された、市内8つの地区防犯協会の役員で構成されています（組織図次頁参照） また、上部団体として、札幌北防犯協会連合会があります
組織の活動内容	札幌北警察署と連携した街頭啓発、新聞発行や町内回覧などの広報活動、石狩さけまつり会場周辺の巡回・広報活動を実施しています
組織の規模	全市
補助等メニュー	各地区防犯協会の活動費等として、交付金を交付しています
その他特記事項	事務局は広聴・市民生活課内にあります ☎72-3143



(5) 街路灯組合・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3143）

住宅地の中の細街路に設置されている街路灯は、街路灯組合や町内会等が管理しています。

組織の構成	石狩市花川南街路灯組合 石狩市街路灯組合連合会（花川北地区及び下記以外の町内会で構成） 緑苑台東地区町内会 明乳パストラルシティ町内会 緑ヶ原町内会 センターコート花川団地自治会 志美街路灯組合 厚田区の各自治連合会（5 団体） 浜益区の各自治会（11 団体）
組織の活動内容	街路灯の設置及び維持管理を行っています
組織の規模	各地域別に組織されています

(6) 保護司会・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3191）

保護司は法務大臣より委嘱を受けたボランティアとして、保護観察官と協力し、犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域の犯罪非行の予防を図るために、啓発や「社会を明るくする運動」をすすめています。

組織の構成	石狩市と当別町の保護司で組織されている、「石狩地区保護司会」の保護司のうち、石狩市内の保護司で構成されています 現在石狩市内の保護司は18名です
組織の活動内容	保護観察・環境調整活動などの更生保護活動の充実のために、定例研修会及び視察研修を行うとともに、犯罪非行の予防を図るための啓発活動として、「社会を明るくする運動」などを実践しています
組織の規模	全市
その他特記事項	事務局は広聴・市民生活課内にあります ☎72-3191

(7) 札幌人権擁護委員協議会石狩部会・担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3191）

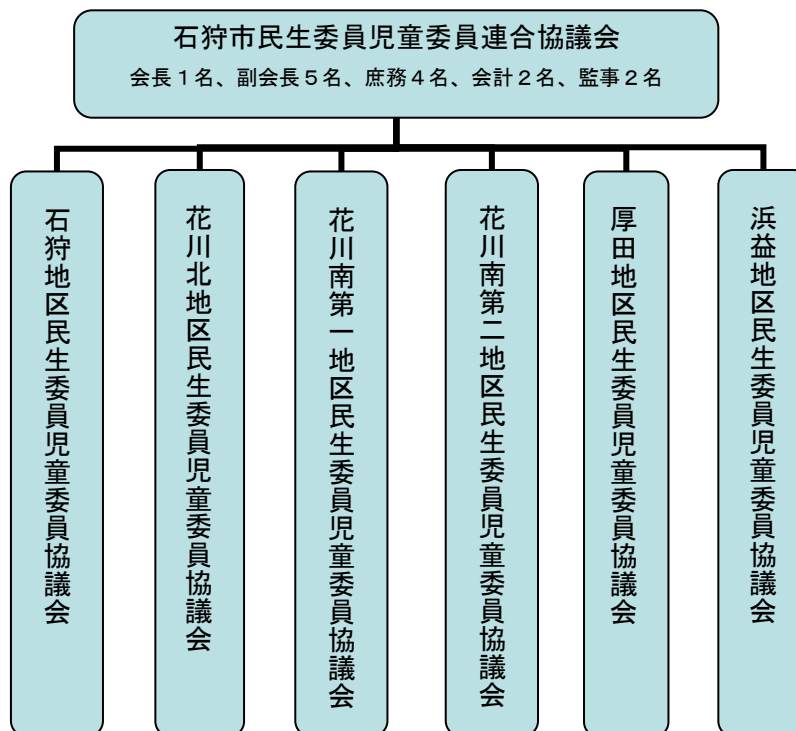
人権擁護委員は、市民の中から広く地域の実情に通じ、人権の擁護に理解のある人で、市長が推薦し、法務大臣が委嘱した人です。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していく活動を行っています。

組織の構成	札幌人権擁護委員協議会の人権擁護委員のうち、石狩市内の人権擁護委員で構成されています。現在石狩市内の人権擁護委員は8名です
組織の活動内容	毎月第3火曜日に人権相談を開催して、人権擁護活動を実践するとともに、小学校・認定こども園などで人権教室の開催及び人権思想の啓発活動を実践しています
組織の規模	全市
その他特記事項	事務局は広聴・市民生活課内にあります ☎72-3191

(8) 民生委員児童委員連合協議会・・・担当：福祉部福祉総務課（☎72-3152）

民生委員児童委員は、皆さんの暮らしを応援するため、国（厚生労働大臣）から委嘱されて活動している一番身近な相談員です。専門家ではありませんが、子どもや家庭のこと、地域のことなどを皆さんと一緒に考えサポートしています。

組織の構成	定数132名の委員で構成されています（組織図下記参照）
組織の活動内容	委員の研修や地区民生委員児童委員協議会間の連絡調整、社会福祉事業の推進などに関することを行っています
組織の規模	全市
その他特記事項	事務局は社会福祉協議会地域福祉課内にあります ☎72-8341



(9) 高齢者クラブ連合会・・・担当：福祉部高齢者支援課（☎72-7014）

市内で35組織されている、各高齢者クラブの連合会です。

組織の構成	市内各地で活動している33の高齢者クラブの連合会です
組織の活動内容	連合会の事業として、以下の事業を行っています <ul style="list-style-type: none"> ・パークゴルフ大会、健康増進事業 ・交歓芸能発表大会など文化活動事業 ・交通安全運動、共同募金運動への協力など社会貢献事業 ・研修視察、新年交礼会など交流事業 ・会報発行など情報提供事業 ・役員及び各クラブのリーダーによる研修事業など 各単位クラブにおいては、より地域に根ざした事業を実施しています
組織の規模	市内33クラブ 会員数合計 1,495名（令和5年4月1日現在）
補助等メニュー	各単位クラブに対し、会員規模などに応じた交付金を交付しています
その他特記事項	事務局は社会福祉協議会地域福祉課内にあります ☎72-8341

(10) 子ども会育成連絡協議会・・・担当：子育て推進部子ども政策課（☎72-3631）

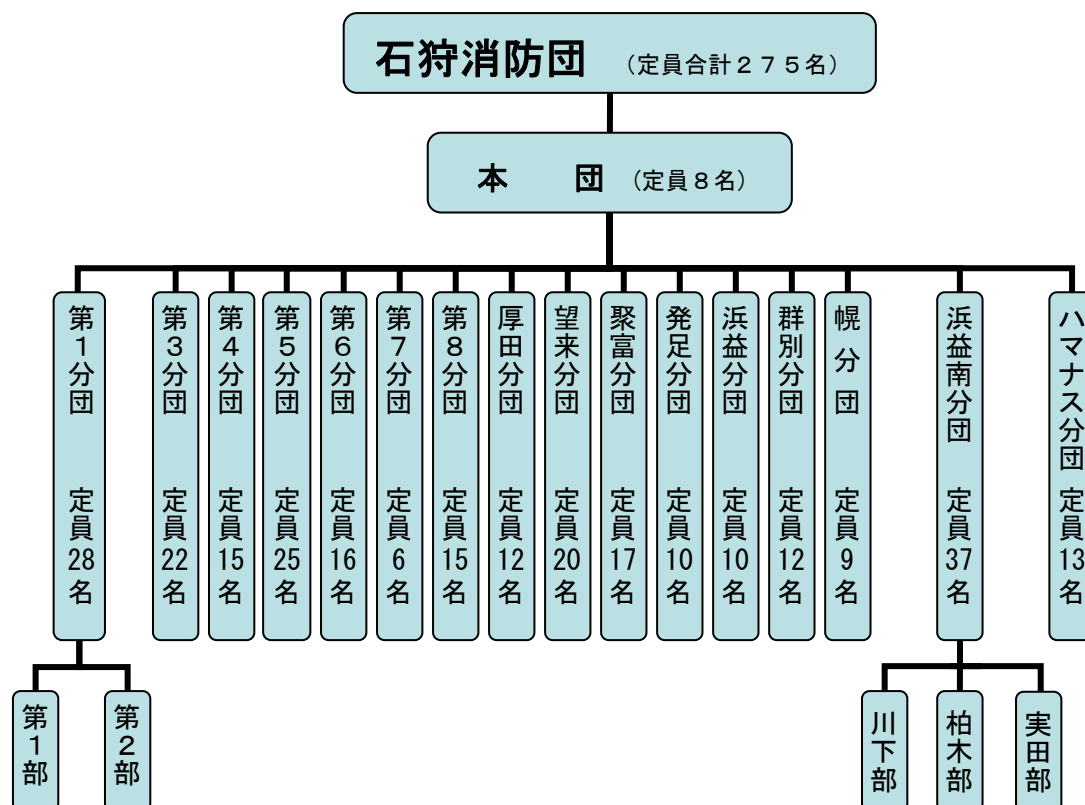
市内子ども会育成者間の連絡及び研修、子どもリーダーの養成などを行うことを目的とした組織です。

組織の構成員	単位子ども会育成者、ブロック子ども会育成者、子ども会会員など
組織の状況	市内約40の単位子ども会、概ね連合町内会単位の5ブロック子ども会で構成されています 上部団体として、石狩管内地域子ども会育成連絡協議会、北海道子ども会育成連合会などがあります
組織の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全国子ども会安全共済会（保険）の受付業務 ・育成者、指導者研修会 ・ジュニアリーダー養成講座（小学校5・6年生、中学校1・2年生で子ども会会員が対象） ・その他子どもの体験活動 ・単位子ども会、ブロック子ども会の連絡調整など
組織の規模	全市

(12) 石狩消防団・・・担当：石狩消防署総務課（☎74-7112）

消防団員は非常勤の特別職の公務員で、消防署員（常勤の公務員）と同様に、住民の生命・身体・財産を災害から守ることが任務です。消防団員は、普段はそれぞれ違う仕事（会社員、自営業など）をしており、災害が発生した場合に団員として現場にかけつけます。

組織の構成	下記組織図のとおり
組織の活動内容	<p>1. 災害時の出動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災（建物火災、林野火災、船舶火災、車両火災、航空機火災、その他火災） ・風水害（台風、集中豪雨、洪水、高潮など） ・地震（津波、噴火など） ・崖くずれ、山くずれ、地すべりなど <p>2. 災害のない場合の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災予防活動（火災予防広報、パトロール、チラシ配布など） ・教育訓練活動（揚水・放水訓練、小隊訓練、応急処置法の習得、AEDの取扱い習得、ロープ結索訓練など） ・機械器具の点検など（車両点検及び積載品の点検）
組織の規模	全市
その他特記事項	連絡先は石狩消防署総務課 ☎74-7112



【石狩消防団の各分団の名称・所轄区域】

分団の名称		分団の所轄区域
第1分団	第1部	新港東、志美、親船東、親船町、船場町、本町、横町、仲町、新町、弁天町、浜町
	第2部	八幡、八幡町、若生町、緑ヶ原
第3分団		花川北（4条以北）、新港中央、新港南、花畔、花川東、緑苑台
第4分団		生振
第5分団		花川北（3条以南）、花川南、花川、樽川、新港西
第6分団		八幡町高岡、五の沢、八の沢
第7分団		北生振5号線以南、美登位
第8分団		北生振5号線以北
厚田分団		厚田区厚田（発足分団の所轄区域を除く）、別狩、小谷（望来分団の所轄区域を除く）、安瀬、濃昼、浜益区濃昼
望来分団		厚田区望来、古潭、押琴、嶺泊、小谷（厚田分団の所轄区域を除く）
聚富分団		厚田区聚富、虹が原
発足分団		厚田区厚田（厚田分団の所轄区域を除く）
浜益分団		浜益区浜益
群別分団		浜益区群別
幌分団		浜益区幌、床丹、千代志別、雄冬
浜益南分団	川下部	浜益区川下、柏木、毘砂別、送毛、実田、御料地
	柏木部	
	実田部	
ハマナス分団		市内の女性団員で構成

5. 町内会の法人化について

◆ 町内会の法人化とは～「地縁による団体」

これまでは、町内会が所有する集会施設などの不動産については、町内会に法人格が認められなかったことから、団体所有であっても会長や役員などの個人名義でしか登記できませんでした。このため、名義人から所有者を変更する際に、相続など様々な問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、一定の要件に該当すれば『地縁による団体』として町内会が法人格を取得することにより、団体の名義で不動産登記ができるようになりました。

◆ 法人化できる町内会とは

『地縁による団体』が法人格を得るためには、不動産または不動産に関する権利などを保有している町内会、もしくは、近々、保有する予定のある町内会で、次の4つの要件を満たしている町内会が、市長の認可を受けることになります。

- ① 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持および形成に役立つ地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- ② 区域が、地域住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ 区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。
- ④ 規約が定められていること。

この規約には次のことが定められていることが必要です。

ア 目的	オ 構成員の資格に関する事項
イ 名称	カ 代表者に関する事項
ウ 区域	キ 会議に関する事項
エ 事務所の所在地	

◆ 地縁による団体の認可に関する相談窓口は・・・

環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3143 Fax72-3199

..... 参考文献

このしおりの作成にあたり、町内会の定義や役員の役割などについては、下記の書籍を参考に作成いたしました。

また、資料編に掲載しました、町内会・自治会のモデル規約については、市やNPOなどの組織と「協働」してまちづくりを行うことへの対応や、地方自治法第260条の2に規定される「地縁による団体」の申請に必要な規約としての内容など、今日的な課題を整理した内容であるモデル規約を、下記の書籍を参考に固有名詞などの表現を石狩市にあわせて整理して掲載しております。また、著者の意図を尊重するため前文から掲載しております。

【出典】『新 自治会・町内会モデル規約 一条文と解説一』中田実 山崎丈夫 小木曾洋司 著
『地域分権時代の町内会・自治会』 中田実 著
発行所：(株)自治体研究社

6. 資料編

(1) 規約（会則）の参考事例

前文

町内会・自治会は地域社会を代表する住民組織である。住民の生活を支え、生活環境を維持・発展させていくために、自ら地域の問題を提起し、話し合う場をもつことは住民にとって必要であるばかりでなく、住民の権利である。この権利を行使することによってのみ住民は地域の主人公たりうる。それゆえ町内会・自治会は住民自治を日常的に担う組織でなければならない。地域社会の中で自分たちの生活をよりよくしようとする全ての住民がともに話し合い、まちづくりをしていくための自主的ルールをここに定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇町内会（自治会）（以下「会」という。）と称する。

(会員)

第2条 会は、〇〇地域の住民（加入単位は世帯）および事業所をもって構成する。

(事務所)

第3条 会の事務所は、〇〇に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この会は、会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政との協議・協力をすすめてつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 専門部活動に関すること。
- (3) 会内外の各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 行政情報の活用および行政との連絡調整に関すること。
- (5) 所有する資産または受託した施設の管理および運営に関すること。
- (6) 地域の将来計画の作成に関すること。
- (7) その他会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員

(役員の種類)

第6条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、(2) 副会長〇名、(3) 総務（事務局）〇名、(4) 会計1名、(5) 会計監査〇名、(6) 区（班）長〇名および(7) 専門部長〇名

(選出の方法)

第7条 会長、副会長、総務（事務局）、会計、会計監査、専門部長は総会において、出席者の投票

により、会員の中から（当該年度の区（班）長の中から）選出する。選挙の方法は別に定める。
区（班）長は各単位会員の中から選出する。

（任務分掌）

第8条 役員の仕事分掌は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 総務部（事務局）は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。
- (4) 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 会計監査は、会の会計監査を行う。
- (6) 区（班）長は、区（班）をまとめ、代表して、会務に協力する。
- (7) 専門部長は、各専門部を代表して、専門の業務を行う。

（任期）

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

（会議の種類）

第10条 会の会議は、総会、役員会および専門部会とする。総会は、会の最高議決機関であり、定時総会および臨時総会とし、1世帯1名の会員をもって構成する。役員会は、会計監査を除く第6条の役員をもって構成する。専門部会は、各専門部員をもって構成する。

（招集）

第11条 定時総会は、年1回開催する。臨時総会は、会員の三分の一以上の請求があったとき、または役員会において総会開催の議決があったときに、会長が招集する。役員会は、必要に応じ、会長が招集する。専門部会は、原則として月1回開催し、各専門部長が招集する。

（議決事項）

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告の承認、(2) 会計決算の承認、(3) 資産管理報告の承認、(4) 事業計画の承認、(5) 会費改定の承認、(6) 予算の承認、(7) 規約の改正、(8) 役員を選出および(9) その他会の重要事項に関すること。

ただし、重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

（成立要件ならびに議長および議決）

第13条 会議は、構成員の二分の一の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。総会の議長は、会員の中から選出し、役員会および専門部会は、それぞれ会長および専門部長が議長となる。会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 組織

（専門部）

第14条 会に、次の専門部を置く。役員会は、必要と認めたとき、臨時の専門部を設けることができる。

- (1) 総務部（事務局）、(2) 防犯防災部、(3) 環境衛生部、(4) 交通安全部、(5) 文化部、(6) 体育部、(7) 福祉部、(8) 調査広報部および(9) 施設管理部

(協力組織および委員)

第15条 会は、地域の諸組織および各種関係委員と協力して、会の目的の実現に努める。

(区(班))

第16条 会の運営を円滑に行うために、区(班)を置く。

2 区(班)の編成は、当該住民の協議を経て、役員会の議決および総会の承認を受ける。

3 区(班)は、会員の中から区(班)長を選出する。区(班)長は、原則として輪番制をとる。

ただし、高齢者および心身障がい者等で、業務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

(連合組織)

第17条 会は、広域的問題に対処するため、町内会・自治会の連合組織に参加し、連絡調整を行うものとする。

第6章 会計

(会計年度)

第18条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(収入)

第19条 会の収入は、次の収入により運営する。

(1)会費、(2)寄付金、(3)補助金および(4)その他

(会費)

第20条 会の会費は、1世帯月額〇〇〇円とする。会費は、各区(班)において徴収し、区(班)長がまとめて毎月〇〇日までに会計に納入するものとする。なお、会費の納入は、〇か月分をまとめて前納することができる。

2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

(支出)

第21条 支出は、総会で議決された予算にもとづき会の目的にそって行う。

2 会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(会計および資産帳簿の整備)

第22条 会の収入、支出および資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

第7章 会計監査

(監査と報告)

第23条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第8章 加入および脱退

(加入)

第24条 会に加入しようとするものは、区(班)長または会長に届け出るものとする。町内会(自治会)の区域に入居した世帯または開業した事業所があったときは、会は、その世帯または事業所にこの会の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

(脱退)

第25条 会員の脱退は次の場合とする。

- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。

第9章 付則

1 規約の改廃

会の規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

2 細則の制定

役員会は、この規約を実施するに当たって必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

3 施行日

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇町内会（自治会）弔慰金規程

- 1 会員および家族に弔事が生じた場合、その区（班）長は、会長および他の区（班）長に通知し、それぞれの区（班）長はその区（班）の会員に通知するものとする。
- 2 弔事が生じた世帯の属する区（班）内の会員は、必要に応じて葬儀の執行に協力するものとする。
- 3 会員および家族の弔事にたいして、この会より次の弔慰金をおくるものとする。
世帯主 金〇〇〇〇〇円 配偶者 金〇〇〇〇〇円 同居家族 金〇〇〇〇〇円
- 4 会員への香典返しはしないものとする。
- 5 この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇町内会（自治会）旅費規程

- 1 役員および事務職員が会の用務のため出張するときは、この規程の定めるところにより旅費を支給する。
- 2 旅費は次のとおりとする。
(1) 市外旅費 (2) 市内旅費
- 3 市外旅費は、交通費、宿泊料として、次の区分によるものとする。
(1) 交通費 実費を支給する。
(2) 宿泊料 一泊〇〇〇〇円（定額または実費支給）
- 4 市内旅費は、交通費実費を支給する。ただし、宿泊を必要とするときは、市外出張に準ずる。
- 5 この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

..... 参 考 文 献

【出典】新 自治会・町内会モデル規約一条文と解説一 中田実 山崎丈夫 小木曾洋司 著
発行所：(株)自治体研究社

(2) 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報を集めるときの注意点

①個人情報を集める前

個人情報の利用目的をあらかじめ特定しておきます

②会員から個人情報を集めるとき

会員から書面で個人情報を取得する場合には会員に対して利用目的を明示します
(個人情報を集める際に配布する用紙に、利用目的を記載する必要があります)

③個人情報を保管しているとき

集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる必要があります(安全管理措置)

2. 個人情報を第三者に提供するときの注意点

①本人の同意の取得

本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。ただし、例えば、法令に基づく場合、人の生命・財産を守る場合や委託先に提供する場合については、同意を得なくても提供できます

②提供に関する記録義務

提供先などを記録し、一定期間保管する必要があります

③委託先の監督

個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う必要があります

●調査票や世帯カードなどで加入世帯の情報をあつめる場合の個人情報の利用目的の表示例

〇〇調査票により得た個人情報については、〇〇町内会会則第〇条に定める町内会事業に利用するほか、災害その他緊急時などの必要な範囲で利用します。

●個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問やお問合せ先

個人情報保護法相談ダイヤル(土日・祝日、年末年始を除く 9:30~17:30)

☎ 03-6457-9849

..... 参 考 文 献

個人情報の取扱いについては下記の資料を参考としました。

□個人情報保護委員会ウェブサイト「会員名簿を作るときの注意事項」

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf

□北海道町内会連合会ウェブサイト「パンフレット 正しく取扱いましょう！町内会の個人情報」

※個人情報取扱規程の参考例も掲載されています

http://www.d-choren.or.jp/pdf/kojin_zyoho.pdf

(3) 町内会・自治会一覧

連町	町内会	連町	町内会	連町	町内会
石狩本町	本町第1町内会	花川北	花川中央町内会	厚田区 (厚田地区)	別狩南町内会
	本町第3町内会		花川北白樺町内会		下笈足町内会
石狩ヤウスバ地区	むつみ町内会		あさひ町内会		厚田区 (笈足地区)
	ヤウスバ町内会		緑苑町内会	笈足自治会	
	石狩ハマナス町内会		若葉町内会	厚田区 (古潭地区)	
	花畔漁民団地町内会		北陽町内会		古潭北自治会
	志美町内会		すずかけ町内会		古潭南自治会
	柏東西団地町内会		北六条町内会		古潭東自治会
花畔	花畔農住町内会		花畔道堂住宅団地自治会		古潭北自治会
	花畔中央町内会		北斗町内会		嶺泊北自治会
	石狩中央町内会		花川北1条1丁目町内会	嶺泊南自治会	
	つくし町内会		緑町内会	嶺泊東自治会	
	はまなす町内会		緑苑コーポ町内会	厚田区 (望来地区)	桂沢自治会
	大和団地町内会		花川南第1町内会		望来本沢西自治会
	センターコート花川団地自治会	花川南第2町内会	望来第一町内会		
市営花川団地自治会	花川南町内会	望来新興町内会			
未加入	花川ニュータウン町内会	花川南第3町内会	望来更生町内会		
緑苑台東地区	緑苑台東地区町内会	花川南第4町内会	夕やけ町内会		
生振	生振第1町内会	花川南第5町内会	越後沢町内会		
	生振第2町内会	花川南第6町内会	正利冠中央自治会		
	生振第3町内会	紅南町内会	正利冠南自治会		
	生振第4町内会	グリーンコート花川団地会	厚田区 (聚富地区)	聚富団体新生自治会	
	生振第5町内会	樽川町内会		聚富はまなす町内会	
	生振第6町内会	樽川南第1町内会		聚富本通自治会	
	生振第7町内会	ニューあかしや町内会		聚富北部自治会	
	生振第8町内会	花川南陸美町内会		白浜自治会	
石狩市 右岸地区	北生振町内会	花川南栄町内会		中央自治会	
	美登位町内会	パイロット町内会		虹が原町内会	
	高岡町内会	道住樽川北団地自治会	浜益区	浜益自治会	
	五の沢町内会	未加入		群別自治会	
	八幡町内会	濃昼町内会		幌自治会	
緑ヶ原町内会	神明町町内会	千代志別自治会			
花川北	あかしや町内会	浜町町内会		川下自治会	
	ひとみ町内会	潮見町町内会		柏木自治会	
	花川北2条2丁目町内会	港元町町内会		実田自治会	
	紅葉山町内会	本町町内会		御料地自治会	
	にれのき町内会	栄町自治会	毘砂別自治会		
	ライラック町内会	仲良町町内会	送毛自治会		
	ポプラ町内会	柳川町町内会	濃昼自治会		
	公園はまなす自治会	別狩中央町内会			

(4) 道町連共済 ～ 町内会活動の共済

道町連(北海道町内会連合会)が実施する共済制度で、会員が町内会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する会員相互の助け合いの事業です。

1. 加入には、〔個人加入〕と〔役職加入〕の2通りがあります。

〔個人加入〕は、町内会の会員で町内会活動に参加される方。

〔役職加入〕は、町内会の役員をされている方。年度途中で他の方に変わられても、「変更届」の提出で新しい方に継続できます。

2. 共済会費は、ひとり年200円です。(年度途中の加入も同額)

3. 共済期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間。(年度途中の加入も3月31日まで)

4. 見舞金の内容(見舞金の内容は、個人加入・役職加入とも変わりありません)

見舞金の種類	支給額	条件
死亡見舞金B	10万円	死亡見舞金Aに該当しない、活動中の死亡に対して支給。発生後24時間以内に死亡の場合。
傷害見舞金	治療のために被害者が、実際に負担した医療費	支給額上限を10万円とする。医師の指示による薬代・補装具代も含む。
破損事故見舞金	1万円	町内会活動中の事故が原因で、町内会として実費弁償が生じた事故に対し、一律1万円を支給する。但し、実費弁償額が1万円未満の場合は除く。
医師等の診断書(治ゆ証明書)文書料	一事故5,000円を限度に実費支給	通院した日が5日以内の事故は診断書(治ゆ証明書)が不要のため除く。
死亡見舞金A	200万円	活動中における外因・外傷の事故による死亡に対して支給。事故発生後180日以内に死亡の場合。
後遺障害見舞金	最高200万円	後遺障害の程度により支給。事故発生後180日以内に生じた場合。

5. 対象となる活動について

(具体的な事業・行事)

- (1) 町内会が主催する運動会、レクリエーション、スポーツ大会、盆踊り等の親睦活動
- (2) 総会、役員会等の会議や町内会の研修会等
- (3) 町内の清掃・除排雪、防犯・防火パトロール、交通安全指導、資源回収等

(運営上慣例となる事業)

広報紙・回覧板の配付・回送、事務連絡、会費の徴収、町内会の葬儀手伝い等

6. 見舞金の支給対象とならない場合

- (1) 本人の故意、重大な過失で起こした事故
- (2) 町内会の事業計画にない活動中の事故
- (3) 自宅敷地内での事故
- (4) 事故によらない疾病の場合（24時間以内の死亡は除く）
- (5) 医師等の指示によらない治療の場合
- (6) 事故発生日から180日を超えた場合
- (7) 医療費の自己負担がなかった場合
- (8) 交通事故の場合（例外あり）
- (9) 頸部症候群や腰痛等の場合

お問合せ先：石狩市連合町内会連絡協議会事務局（市役所1階 広聴・市民生活課内）

☎72-3143 Fax72-3199

町内会・自治会活動のしおり

集会所	所在地	電話番号	開館年月日	延床面積
花畔農住団地会館	花畔363番地24	64-1996	S50.4.1	182.18
花川東会館	花川東1条2丁目65番地	74-2209	H14.9.7	236.83
花川南第1会館	花川南8条1丁目3番地5	74-2936	H12.9.3	236.83
わかば会館	花川北4条3丁目5番地4	72-3293	S51.12.1	296.96
白樺会館	花川北2条5丁目62番地	74-2973	S53.11.26	298.89
紅葉山会館	花川北2条2丁目202番地5		S56.1.1	298.08
ニューあかしや会館	花川南1条6丁目34番地	73-0519	S58.11.1	229.79
花川中央会館	花川南1条4丁目156番地1	73-3020	H1.8.29	320.34
親船会館	親船町60番地7		H3.12.1	306.27
花川南第2会館	花川南10条3丁目17番地1	73-7668	H6.11.1	288.17
緑ヶ原会館	緑ヶ原1丁目174番地	66-4061	H8.10.30	231.53
弁天会館	本町9番地1	62-3314	H9.11.4	371.81
石狩中央会館	花川北7条3丁目5番地	72-9711	H9.11.10	291.49
緑苑台グリーン会館	緑苑台東2条1丁目130番地	72-6654	H9.11.4	291.49
ひまわり会館	花川南5条3丁目109番地2	72-3660	H10.1.9	314.67
南1条会館	花川南1条2丁目182番地	73-6044	H10.10.22	230.62
南3条会館	花川南3条4丁目131番地	73-6144	H10.11.15	230.62
花川南睦美会館	花川南8条3丁目153番地6		H10.12.5	299.79
コスモス会館	花川南4条2丁目131番地	72-8228	H11.12.11	299.53
花畔中央会館	花畔3条1丁目15番地1	64-3525	H13.4.15	339.52
花川南会館	花川南6条1丁目4番地	73-6731	H13.9.8	236.83
紅南会館	花川北1条5丁目258番地		H14.9.8	146.99
パストラル会館	樽川6条2丁目601番地	74-7101	H15.9.27	253.40
樽川南第1会館	樽川8条2丁目121番地	74-8283	H16.11.23	236.84
桂沢会館	厚田区望来129番地10	77-2105	H5.4.1	119.00
正利冠会館	厚田区望来238番地23		H8.4.1	119.00
虹が原会館	厚田区虹が原165番地345	66-3931	H4.4.1	330.48
聚富会館	厚田区聚富126番地11	66-3251	H11.4.1	570.38
古潭会館	厚田区古潭40番地2	78-2259	H10.4.1	289.87
発足会館	厚田区厚田292番地25	78-2088	H11.4.1	306.18
毘砂別会館	浜益区毘砂別35番地4	79-2080	S46.12.23	234.09
幌会館	浜益区幌21番地2	79-2238	S49.3.28	315.49
濃屋会館	浜益区濃屋21番地11	79-3197	S56.11.11	219.57
実田会館	浜益区実田129番地2	79-2977	S56.12.12	264.06
送毛会館	浜益区送毛37番地3	79-3281	S59.12.10	164.02
摺鉢山会館	浜益区柏木279番地1	77-8895	R4.4.5	231.12